

組合員の住所・名義変更の手続きは お早めをお願いします！



組合員様の死亡による相続、山林の譲渡や高齢による組合員権利の譲渡などがございましたら、お早めにお手続きをお願い致します。

また、引っ越しなどにより住所や氏名が変更になった場合も、ご一報くださいますようお願い申し上げます。

遠方にお住まいの方で直接お越しいただけない組合員様には、用紙を送付することも出来ますので、組合総務部（0892-21-1255）までお電話ください。

また、部落・組や寺・神社などの代表者が変更になった場合も、お手数ですがご一報くださいますようお願い申し上げます。次回より送付先を変更させていただきます。

よくある質問

そもそも組合員って何??

当組合は主に久万高原町及び旧小田町に森林を所有する方々が出資して組合員となり、皆で運営・利用する、法律（森林組合法）で定められた協同組合です。

組合員の皆様の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的としています。組合員には正組合員と准組合員の2つの資格があります。

正組合員: 町内及び旧小田町に山林を所有している個人・または法人

准組合員: 山林所有者でなくても当組合を利用されている方、林業従事者

基本的に正組合員と准組合員へのサービスは同じですが、准組合員には議決権がありません。

組合員のメリットは何??

所有森林の経営及び施業のお手伝いを致します。

・組合員の委託を受けて森林の管理を行います。

・各種手数料を組合員価格でご提供致します。

・年2回発行している広報「組合だより」やお役に立つ情報をお送りします。



相続 組合員が死亡している場合

提出書類

- ①相続届または相続による組合加入申込書（必要事項を記入）
- ②同意書（相続権を有する方々全員の署名及び実印の押印）
- ③印鑑証明（相続権者全員分）
- ④改正原戸籍等の相続関係が分かる書類
- ⑤家系図
- ⑥過去の出資証券（お持ちであれば添付して下さい。）
（遺産分割協議書のコピーがある場合は②③④⑤は提出不要です。）

→相続手続き完了の後、相続人宛に証明書を郵送いたします。

- ・山林を相続される方に組合員の名義変更を行って下さい。
- ・名義変更をしないと脱退の手続きは出来ませんので、まずは名義変更のお手続きをお願いします。
- ・山の名義変更は法務局で行って下さい。組合でのお手続きは組合員名義の変更となります。

相続権者全員からの署名が難しい場合等ございましたらご相談下さい。家族構成や事情等により相続人が変化する場合もございますので、まずはお問合せ下さい。

（定款では死亡日から90日以内に手続きを行うよう定められています。）

譲渡 生前に権利を譲りたい場合

提出書類

- ①持分譲渡承認願（譲り渡す方が提出）
- ②持分譲渡に伴う加入申込書（譲り受ける方が提出）
- ③持分譲渡承諾書（写し）

→理事会での承認を得た後、新組合員（譲受人）に証明書を郵送いたします。

お問合せ先：久万高原町久万265番地3

久万広域森林組合 総務部 電話：0892-21-1255